

研修会「スポーツ不祥事における調査・処分手続について ～処分経験が少ないスポーツ団体のために～」

第一東京弁護士会 総合法律研究所 スポーツ法研究部会
部会長 合田 雄治郎

1 趣旨

アスリートや指導者等、スポーツ関係者による不祥事が続いている中、スポーツ団体においては、その対応に苦慮されている団体も多いのではないかと思います。

本研修会においては、調査・処分の経験が少ない（または経験がない）スポーツ団体が、マスコミで報道されるような大掛かりな調査委員会の設置をせずに、自分たちで調査・処分する場合に、「最低限すべきことは何か」について具体的な事例をもとに検討を加えてみたいと考えています。

2 ご参加いただける方

- ① 弁護士（第一東京弁護士会会員に限定されない）
- ② スポーツ団体関係者
- ③ ①②のほか、本テーマに関心があるスポーツ関係者全般

3 日時・場所

日時：12月18日（火）午後6時～午後8時

場所：第一東京弁護士会・講堂（弁護士会館12階、アクセスは別紙のとおり）

※研修会后、近隣での懇親会も予定されておりますので是非ともご参加ください。

4 内容

- ① 不祥事調査・処分手続に関するケーススタディ
- ② スポーツ不祥事・事故に関する調査報告書の統計・分析
不利益処分に関するJ S A A事案の統計・分析

5 参加方法

参加を希望される方は、①氏名、②所属、③懇親会の参加の可否を下記メールアドレス宛ご連絡ください。

hiromu.taga@torakyo-law.com（担当：事務局長 多賀啓 弁護士）

以上

(別紙)

